

住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書交付事務取扱要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に基づく届出を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「消防法令適合通知書」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(消防法令に適合している旨の通知書等の交付)

第2条 住宅宿泊事業法第3条第1項及び同条第4項に基づく届出を行う場合に添付される消防法令適合通知書の交付については、消防局長又は消防署長（以下「消防局長等」という。）に申請するものとし、次の申請区分により消防法令適合通知書交付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

(1) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出

(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

2 消防局長等は、前項により消防法令適合通知書の交付申請があった場合は、届出に係る申請書の写し等による書類審査及び消防支援情報管理システムによる電算処理を行い、鳥取県東部広域行政管理組合消防局火災予防査察規程（平成27年2月12日消防局訓令第2号）第2条(2)に規定する立入検査を行うものとする。

3 前項の結果に基づく消防法令適合通知書の交付は、次により行うものとする。

(1) 消防法令に適合していると認められる場合は、消防法令適合通知書（様式第2号）を2通作成し、うち1通を申請者に交付する。

(2) 消防法令に適合していないと認められる場合は、消防法令適合通知書の交付申請に対する回答書（様式第3号）を2通作成し、うち1通を申請者に交付する。

(旅行関係者からの照会に対する対応)

第3条 消防局長等は、届出住宅の消防法令適合状況に関する照会書（様式第4号）により照会があった場合は、旅行関係者からの照会に対する回答書（様式第5号）により回答する。

(関係行政機関との連絡協調)

第4条 他の関係行政機関から消防局長等に対し通知があった場合は、これに適切に対応するとともに、その対応結果を当該関係行政機関に対し通知するものとする。なお、防火安全に関する不備事項を発見した場合は、これを関係行政機関に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。